

知的財産管理技能検定3級厳選過去問題集【2018年度版】をご購入いただいた皆様へ

第33回(2019年7月21日実施)以降の検定試験を受検される場合は、平成30年度著作権法他の改正等に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級厳選過去問題集【2018年度版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第33回	2019年7月21日(日)	2019年1月1日
第34回	2019年11月17日(日)	2019年5月1日
第35回	2020年3月15日(日)	2019年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

ご注意ください

法改正の施行日については統一されている訳ではないため、本資料では実施回が早いものから順に掲載をしていますので、実施回ごとにどの法改正が影響するかご確認のうえ、ご利用ください。

主な法改正に関連する法律

特許庁ホームページ

不正競争防止法等の一部を改正する法律

URL : http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei_archive.html#h30

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/fuseikyousou_h300530.html

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(施行:平成 30 年(2018)年 12 月 30 日)

ただし、商標法第 26 条第 3 項第 1 号の改正規定は平成 28(2016)年 12 月 26 日施行

URL : https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/tpp_houritu_seibi_h281228.html

文化庁ホームページ

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 28 年法律第 108 号)及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 70 号)について(施行:平成 30 年(2018)年 12 月 30 日)

URL : http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_hokaisei/

著作権法の一部を改正する法律(施行:平成 31(2019)年 1 月 1 日)

URL : http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/

学校教育法等の一部を改正する法律(施行:平成 31(2019)年 4 月 1 日)

URL : http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/gakkou_kyouikuhou/

※2019 年 3 月 27 日現在(今後さらに変更する場合があります)

■第33回（2019年7月21日）以降の検定試験より反映されます（※一部は第32回の検定試験より影響しています）

該当箇所	変更前	変更後
P132 問 90 選択肢ア（問題）1行目 選択肢ウ（問題）1行目	ア 個人の著作物の著作権は、著作者の死後 50 年を経過するまで存続するため、個人の著作物の著作権の存続期間が経過しているかどうかを判断するためには、その著作者の死亡年だけでなくその月日も調査しなければならない。 ウ 共同著作物の著作権は、最終に死亡した著作者の死後 50 年を経過するまで存続する。	ア 個人の著作物の著作権は、著作者の死後 70 年を経過するまで存続するため、個人の著作物の著作権の存続期間が経過しているかどうかを判断するためには、その著作者の死亡年だけでなくその月日も調査しなければならない。 ウ 共同著作物の著作権は、最終に死亡した著作者の死後 70 年を経過するまで存続する。
P133 問 90 選択肢ア（解説）1行目 選択肢ウ（解説）1行目	ア <u>不適切</u> 著作者の死後 50 年の期間の終期を計算する際には、著作者が死亡した日の属する年の翌年から起算されますので（著 57 条）、著作者の死亡年だけ調査すれば十分です。 ウ <u>適切</u> 共同著作物の著作権は、最終に死亡した著作者の死後 50 年を経過するまで存続します（著 51 条 2 項 かつ 書）。	ア <u>不適切</u> 著作者の死後 70 年の期間の終期を計算する際には、著作者が死亡した日の属する年の翌年から起算されますので（著 57 条）、著作者の死亡年だけ調査すれば十分です。 ウ <u>適切</u> 共同著作物の著作権は、最終に死亡した著作者の死後 70 年を経過するまで存続します（著 51 条 2 項 かつ 書）。
P142 問 97・98（解説） 5行目	…一定の場合には著作権が制限され、著作権侵害とはなりません（著 30 条～47 条の 10 ）。 ここで、①公表された…	…一定の場合には著作権が制限され、著作権侵害とはなりません（著 30 条～47 条の 7 ）。 ここで、①公表された…
P143 問 99・100（解説） 6行目	…一定の場合には著作権が制限され、著作権侵害とはなりません（著 30 条～47 条の 10 ）。 ここで、写真を撮影（写真の著作物を創作）…	…一定の場合には著作権が制限され、著作権侵害とはなりません（著 30 条～47 条の 7 ）。 ここで、写真を撮影（写真の著作物を創作）…
P144 重要 Point 7行目	・レコード製作者の著作隣接権の存続期間は、そのレコードの発行が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年を経過した時に満了する	・レコード製作者の著作隣接権の存続期間は、そのレコードの発行が行われた日の属する年の翌年から起算して 70 年を経過した時に満了する

該当箇所	変更前	変更後
P148 問 106 (問題) 選択肢ア・イ・ウ	ア 2061年12月31日 イ 2060年12月31日 ウ 2059年12月31日	ア 2081年12月31日 イ 2080年12月31日 ウ 2079年12月31日
P149 問 105 選択肢イ (解説) 1行目 選択肢ウ (解説) 1行目	イ 不適切 モーツアルトの曲は、著作者であるモーツアルトの死後50年以上経過しているため、著作権は消滅しており(著51条2項) … ウ 適切 ベートーベンが作曲した曲は、著作者であるベートーベンの死後50年以上経過しているため、著作権は消滅しており(著51条2項) …	イ 不適切 モーツアルトの曲は、著作者であるモーツアルトの死後70年以上経過しているため、著作権は消滅しており(著51条2項) … ウ 適切 ベートーベンが作曲した曲は、著作者であるベートーベンの死後70年以上経過しているため、著作権は消滅しており(著51条2項) …
P149 問 106 (解説) 2行目・4行目	レコードの著作権隣接権の存続期間は、原則として、レコードの発行が行われた日の属する年の翌年から起算して50年を経過した時に満了します(著101条2項2号)。当該レコードは、2011年2月20日に発売されたため、その年の翌年から起算して50年後である2061年12月31日にレコードの著作権隣接権の存続期間は満了します。	レコードの著作権隣接権の存続期間は、原則として、レコードの発行が行われた日の属する年の翌年から起算して70年を経過した時に満了します(著101条2項2号)。当該レコードは、2011年2月20日に発売されたため、その年の翌年から起算して70年後である2081年12月31日にレコードの著作権隣接権の存続期間は満了します。
P177 実力テスト 学科 問 11 選択肢ア (問題) 2行目	ア 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった発明について特許出願する場合、その発明が公知となった日から6カ月以内に出願した場合、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができる。	ア 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった発明について特許出願する場合、その発明が公知となった日から1年以内に出願した場合、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができる。

該当箇所	変更前	変更後
P179 実力テスト 学科 問 19 選択肢ア（問題）1行目 選択肢ウ（問題）1行目	ア 職務著作として創作された著作物の場合は、その著作物の公表後 50 年間である。 ウ 自然人により創作された著作物の場合は、その著作物の公表後 50 年間である。	ア 職務著作として創作された著作物の場合は、その著作物の公表後 70 年間である。 ウ 自然人により創作された著作物の場合は、その著作物の公表後 70 年間である。
P191 実力テスト 学科 問 11 選択肢ア（解説）3行目	<u>ア 適切</u> 上述のとおり、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった発明、すなわち新規性を喪失した発明については、その発明が公知となった日から 6カ月 以内に出願した場合、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。	<u>ア 適切</u> 上述のとおり、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった発明、すなわち新規性を喪失した発明については、その発明が公知となった日から 1年 以内に出願した場合、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。
P196 実力テスト 学科 問 19 選択肢ア（解説）2行目 選択肢ウ（解説）2行目	<u>ア 適切</u> 職務著作として創作された著作物についての著作権の存続期間は、原則として、その著作物の公表後 50 年です（著 53 条 1 項）。 <u>ウ 不適切</u> 自然人により創作された著作物についての著作権の存続期間は、その著作物の公表後ではなく、その著作者の死後 50 年です（著 51 条 2 項）。	<u>ア 適切</u> 職務著作として創作された著作物についての著作権の存続期間は、原則として、その著作物の公表後 70 年です（著 53 条 1 項）。 <u>ウ 不適切</u> 自然人により創作された著作物についての著作権の存続期間は、その著作物の公表後ではなく、その著作者の死後 70 年です（著 51 条 2 項）。

該当箇所	変更前	変更後
P229 実力テスト 実技 問 26 選択肢ア（解説）1行目	<u>ア 不適切</u> 現元号をあらわす「平成」の文字は ，需要者が何人かの業務に係る商品または役務であることを認識することができない商標として，商標登録を受けることができません（商3条1項6号）。	<u>ア 不適切</u> 指定商品「時計」に、元号である「平成」を指定商標として商標登録出願をした場合 ，需要者が何人かの業務に係る商品または役務であることを認識することができない商標として，商標登録を受けることができません（商3条1項6号）。 <u>※2019年5月に元号は変更されますが、本書は過去問題のため「平成」のまま掲載させていただきます。</u>
P229 実力テスト 実技 問 30 （解説）2行目 ※2019年3月27日追加	不使用取消審判における登録商標の使用と認められる範囲には、社会通念上同一と認められる商標の使用も含まれます（商 50条1項 かっこ書）。	不使用取消審判における登録商標の使用と認められる範囲には、社会通念上同一と認められる商標の使用も含まれます（商 38条4項 かっこ書）。

■第35回（2020年3月15日）以降の検定試験より反映されます

該当箇所	変更前	変更後
P188 実力テスト 学科 問 6 選択肢ア（解説）2行目	<u>ア 不適切</u> 競争関係にある相手の信用を毀損する虚偽の事実を流す行為は、不正競争行為に該当します（不競2条1項 15 号）。ただし、相手が競争関係にない場合は、たとえ信用を毀損する虚偽の事実を流す行為であっても不正競争行為には該当しません。	<u>ア 不適切</u> 競争関係にある相手の信用を毀損する虚偽の事実を流す行為は、不正競争行為に該当します（不競2条1項 21 号）。ただし、相手が競争関係にない場合は、たとえ信用を毀損する虚偽の事実を流す行為であっても不正競争行為には該当しません。

該当箇所	変更前	変更後
<p>P193 実力テスト 学科 問 14 選択肢イ（解説）3 行目</p> <p>選択肢ウ（解説）3 行目</p>	<p><u>イ 不適切</u> 商品の原産地、品質、内容、製造方法等について誤認させるような表示をし、またはその表示をした商品を譲渡等する行為は、原産地等誤認惹起行為として不正競争防止法により規制されています（不競2条1項 14号）。</p> <p><u>ウ 適切</u> 正の利益を得る目的、または他人に損害を加える目的のために、他人の商号と同一のドメイン名を取得する行為は、不正競争行為に該当します（不競2条1項 13号）。</p>	<p><u>イ 不適切</u> 商品の原産地、品質、内容、製造方法等について誤認させるような表示をし、またはその表示をした商品を譲渡等する行為は、原産地等誤認惹起行為として不正競争防止法により規制されています（不競2条1項 20号）。</p> <p><u>ウ 適切</u> 正の利益を得る目的、または他人に損害を加える目的のために、他人の商号と同一のドメイン名を取得する行為は、不正競争行為に該当します（不競2条1項 19号）。</p>
<p>P193 実力テスト 学科 問 14 選択肢イ（解説）3 行目</p> <p>選択肢ウ（解説）3 行目</p>	<p><u>イ 不適切</u> 商品の原産地、品質、内容、製造方法等について誤認させるような表示をし、またはその表示をした商品を譲渡等する行為は、原産地等誤認惹起行為として不正競争防止法により規制されています（不競2条1項 14号）。</p> <p><u>ウ 適切</u> 正の利益を得る目的、または他人に損害を加える目的のために、他人の商号と同一のドメイン名を取得する行為は、不正競争行為に該当します（不競2条1項 13号）。</p>	<p><u>イ 不適切</u> 商品の原産地、品質、内容、製造方法等について誤認させるような表示をし、またはその表示をした商品を譲渡等する行為は、原産地等誤認惹起行為として不正競争防止法により規制されています（不競2条1項 20号）。</p> <p><u>ウ 適切</u> 正の利益を得る目的、または他人に損害を加える目的のために、他人の商号と同一のドメイン名を取得する行為は、不正競争行為に該当します（不競2条1項 19号）。</p>